新日本プロレス応援広告規程

本規程は、新日本プロレスリング株式会社（以下「新日本プロレス」といいます。）に関する応援広告（以下「新日本プロレス応援広告」といいます。）を、皆様（以下「出稿者」といいます。）が出稿する際の条件を定めたものです。

新日本プロレス応援広告の出稿を申し込む際には、本規程の内容をすべてお読みのうえ、以下の事項を遵守いただくようお願いいたします。なお、新日本プロレス応援広告の出稿を申し込んだ時点で、本規程にすべて同意いただいたものとみなします。

※　本規程に基づく新日本プロレス応援広告に関する一切の事項は、新日本プロレスリング株式会社（以下「新日本プロレス」といいます。）が株式会社ジェイアール東日本企画「Cheering AD」 https://cheering-ad.jeki.co.jp/（以下「Cheering AD」といいます。）に対して委託をして運用しております。Cheering AD は、新日本プロレスの承認のもと、申込の受付、使用可能素材の提供、広告出稿に関する内容の審査、許諾、サポートを行います。

【使用可能素材】

・新日本プロレス応援広告の出稿をする際に使用が可能な素材（以下「使用可能素材」といいます。）は、以下のとおりとなります。

① 新日本プロレス応援広告テンプレート
② 出稿者自らが撮影した新日本プロレスの大会会場における写真・動画
③ 出稿者自らが制作したイラスト

【出稿者創作作品の使用】

・出稿者は、出稿者自らが撮影した新日本プロレスの大会会場における写真・動画及び出稿者自らが制作したイラストを、新日本プロレス応援広告に掲載して利用することができます。
・出稿者は、出稿者以外の第三者の権利を侵害してはならず、第三者が権利を保有する部分（映り込んだ他の観客の肖像、第三者が作成したイラスト等）については、削除、ぼかし、書面による承諾の取得等の権利処理、その他必要な措置を出稿までに完了することを Cheering AD 及び新日本プロレスに対し表明及び保証するものとします。また、写真・動画については大会運営上のルールに則って撮影されたものでなければなりません。

・Cheering AD 又は新日本プロレスがイメージにそぐわないと判断した作品については、出稿を許諾できない場合がございます。
・第三者の方が創作された権利物を利用することは厳にお控えください。

【必要的記載事項】
・新日本プロレス応援広告上には、見やすい位置に、「©NJPW」の著作権表示を入れてください。

【権利の帰属】
・使用可能素材の著作権（著作権法第２７条及び同法第２８条の権利を含みます。以下同様とします。）、新日本プロレス所属選手の肖像・パブリシティ等、新日本プロレスの保有する登録商標その他の知的財産は、引き続き新日本プロレスリングに留保されるものとします。
・新日本プロレス応援広告のうち、出稿者が創作した著作物に係る著作権は出稿者に帰属します。ただし、出稿者は新日本プロレス及び新日本プロレスが指定する第三者が撮影する画像及び動画等において新日本プロレス応援広告が映り込むことについて、予め承諾し、対価を求めないものとします。出稿者は、新日本プロレスリング及び同社が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとします。

【禁止行為】
・以下に該当する新日本プロレス応援広告については、その出稿を禁止いたします。
　① 商用表現、特定の企業・店舗・団体等を賛美又は批判する表現、わいせつ表現、名誉・信用毀損表現、差別的表現、政治・宗教的表現、残虐な表現、第三者に不快感を与える表現、その他法令に反するまたは公序良俗に反する表現を含む作品
　② 新日本プロレス、その他第三者の所有権、著作権を含む知的財産権、肖像権・プライバシー権等の権利を侵害する表現を含む作品
　③ その他 Cheering AD が不適切と認める表現を含む作品
・宣材用公式イラストに加工、修正、トリミング、色調の変更等を施すことはおやめください。
・新日本プロレス応援広告の出稿以外の目的で使用可能素材を使用することはおやめください。
・その他 Cheering AD が不適切と認める行為を禁止行為として指定することがございます。
・上記の禁止行為に該当すると Cheering AD が認めた場合には、出稿の許諾後であっても、新日本プロレス応援広告の出稿許諾を取り消すことがあります。

【免責事項】
・出稿者は、自己の責任において新日本プロレス応援広告の出稿を行うものとします。
・審査の結果、出稿が認められないことがあります。この場合でも、新日本プロレスリング及び Cheering AD は、理由を開示する責任を負わず、また、既に受領済みの料金の返還以上の責任を負いません。
・新日本プロレスリング及び Cheering AD は、新日本プロレス応援広告の出稿に関して、出稿者と第三者との間で生じたいかなる紛争についても、法令上義務付けられる場合を除き、いかなる責任も負担しないものとします。出稿者が適切な調査又は権利処理を行わなかった等により、第三者からクレームを受けた場合、出稿者は自らの責任及び費用においてこれを解決し、新日本プロレスリング及び Cheering AD に迷惑をかけないものとします。
・新日本プロレス応援広告の出稿に起因して、出稿者に何らかの損害が発生した場合であっても、新日本プロレスリング及び Cheering AD は、法令上義務付けられる場合を除き一切の責任を負いかねます。

【新日本プロレス応援広告の出稿の申込方法】
・「Cheering AD」のサイトよりお申込ください。内容を確認のうえ、追って担当者よりご連絡いたします。
https://cheering-ad.jeki.co.jp/

【その他の注意点】
・未成年の方は、広告出稿ができません。
・暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない方、暴力団準構成員、その他これらに準ずる方）は、応援広告出稿をすることはできません。